

学校魅力化フォーラム ～行政説明～

文部科学省 初等中等教育局

令和4年8月26日



文部科学省

概要

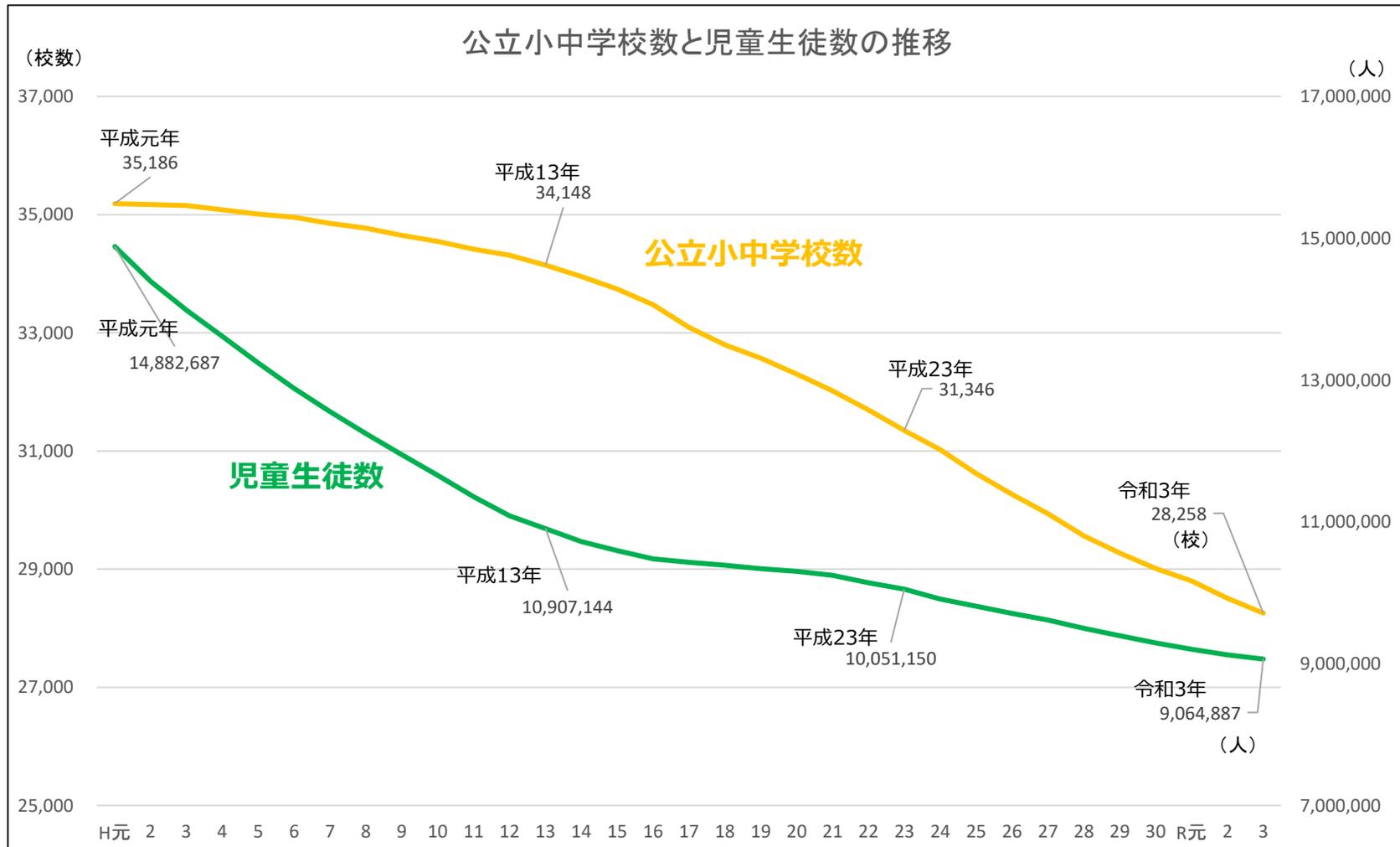
1. 公立小・中学校を取り巻く状況
2. 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方
3. 持続的で魅力ある学校教育のための取組
 - (1) 学校施設関係
 - (2) 教職員加配関係
 - (3) 小中一貫教育関係
 - (4) コミュニティ・スクール関係
 - (5) 遠隔教育関係

1. 公立小・中学校を取り巻く状況

【現状】 公立小中学校数と児童生徒数の推移（H元～R 3）

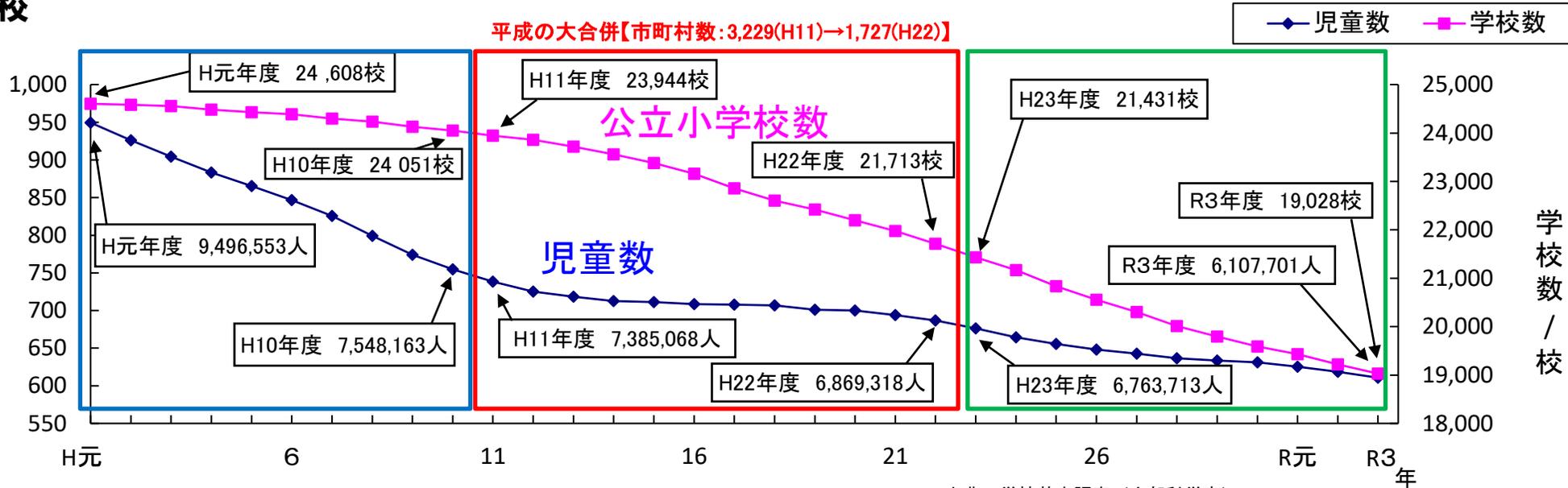
- 過去10年間で公立小中学校の学校数は9.9%減少（3.1万校→2.8万校）。
- 過去10年間で公立小中学校の児童生徒数は9.8%減少（1000万人→900万人）。
- 1市町村に1小学校1中学校等※1という市町村は自治体の14.0%※2にのぼる。

※1：小学校と中学校が1校のみ、
小学校1校のみ、または義務教育学
校1校のみの場合
※2：令和3年5月1日時点の市町
村数（1747市町村）のうち244市町村



(内訳) 公立小学校の数と児童数の推移

小学校



出典：学校基本調査（文部科学省）
総務省ウェブサイト「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」

- 平成元年度～平成10年度

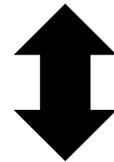
⇒ 児童数 Δ 1,948,390名 小学校数 Δ 557校

- 平成11年度～平成22年度(平成の大合併)

⇒ 児童数 Δ 515,750名 小学校数 Δ 2,231校
(参考:市町村数 Δ 1,502)

- 平成23年度～令和3年度

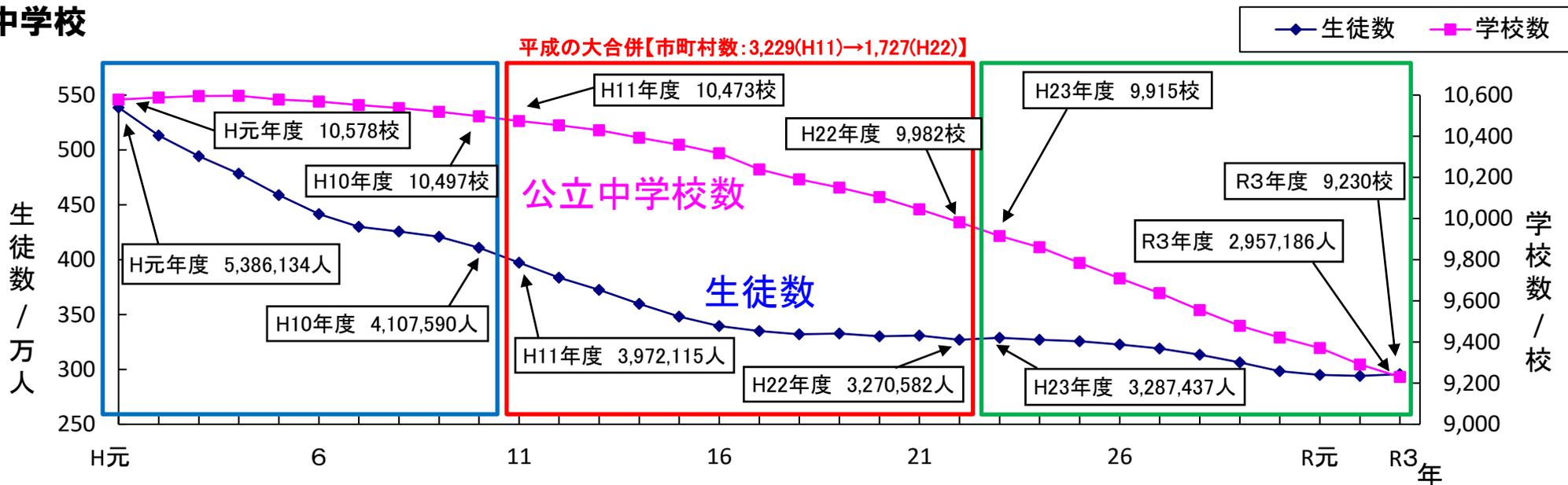
⇒ 児童数 Δ 656,012名 小学校数 Δ 2,403校



「平成の大合併」の間を超えるようなペースで小学校の数は減少

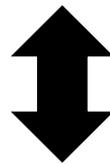
(内訳) 公立中学校の数と生徒数の推移

中学校



出典：学校基本調査（文部科学省）
総務省ウェブサイト「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」

- 平成元年度～平成10年度
⇒ 生徒数 $\Delta 1,278,544$ 名 中学校数 $\Delta 81$ 校
- 平成11年度～平成22年度 (平成の大合併)
⇒ 生徒数 $\Delta 701,533$ 名 中学校数 $\Delta 491$ 校
(参考: 市町村数 $\Delta 1,502$)
- 平成23年度～令和3年度
⇒ 生徒数 $\Delta 330,251$ 名 中学校数 $\Delta 685$ 校

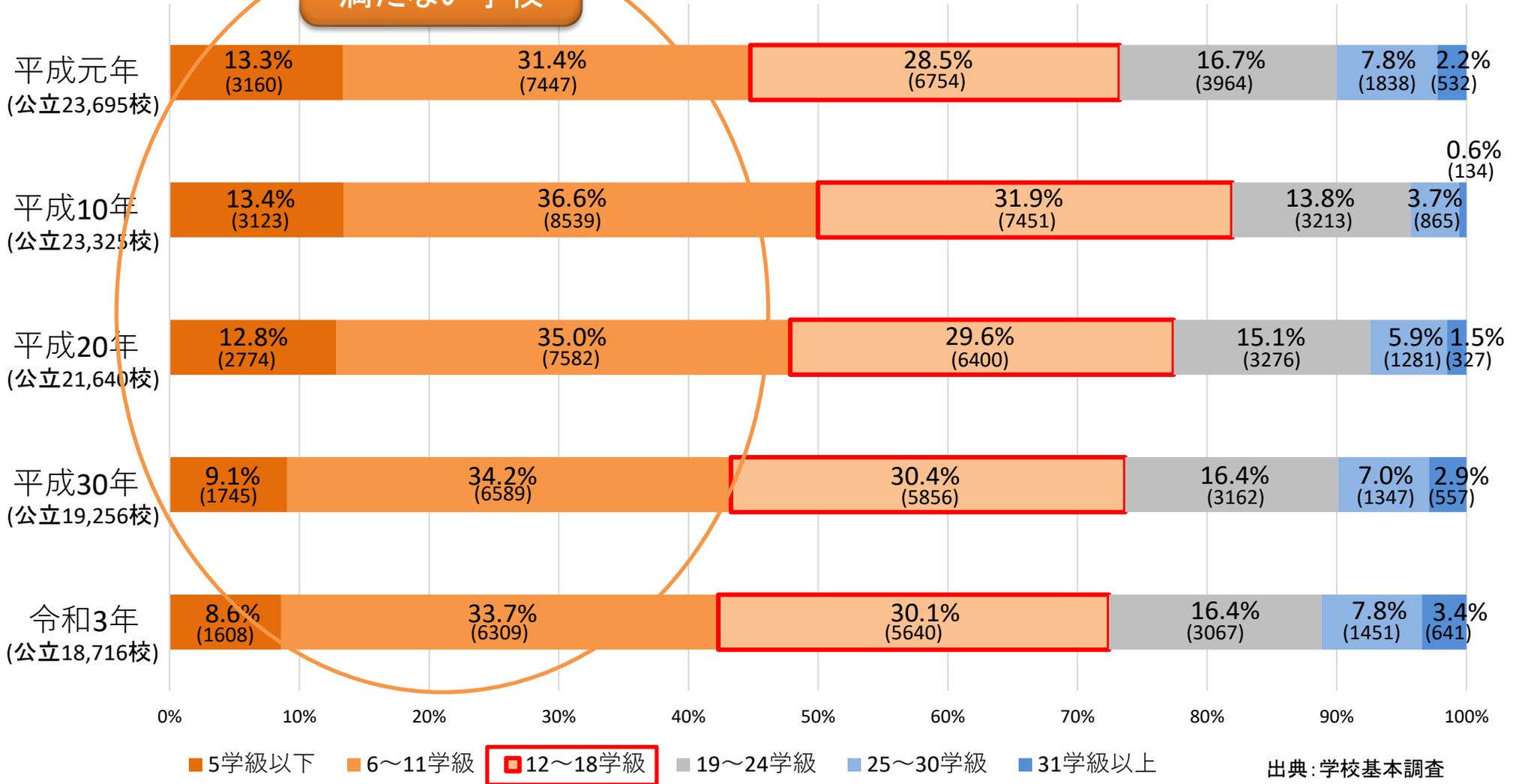


「平成の大合併」の間を超えるようなペースで中学校の数は減少

公立小学校の約4割が標準規模を下回る

標準規模に
満たない学校

※グラフ中の（ ）内の数字は全体の学校数（0学級の学校数を除く）に占める割合
 ※学校数は本校の数、分校を含まない
 ※特別支援学級を含む



標準規模

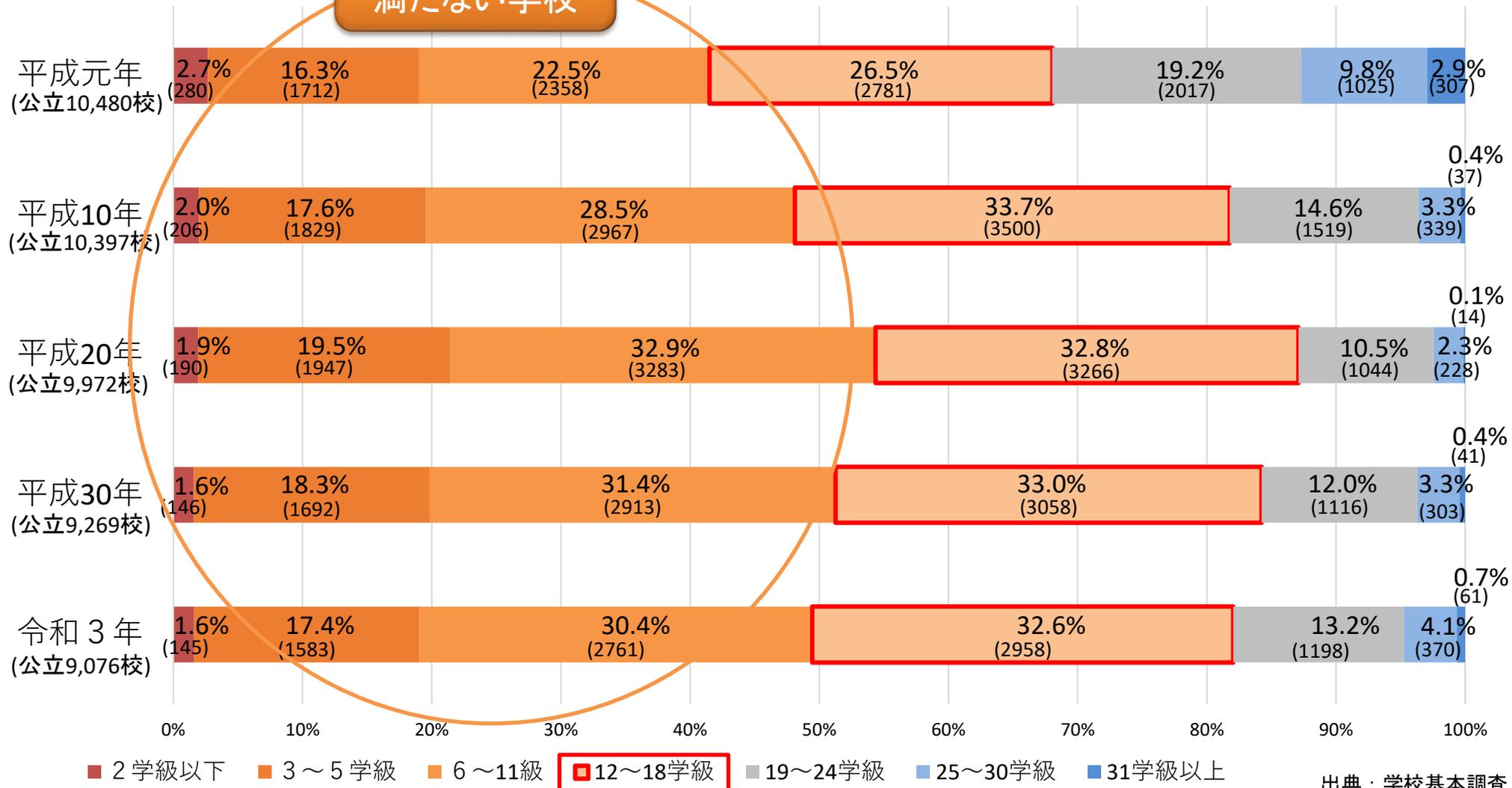
【学校教育法施行規則第41条】

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

公立中学校の約 5 割が標準規模を下回る

標準規模に
満たない学校

※グラフ中の () 内の数字は全体の学校数 (0 学級の学校数を除く) に占める割合
 ※学校数は本校の数、分校を含まない
 ※特別支援学級を含む

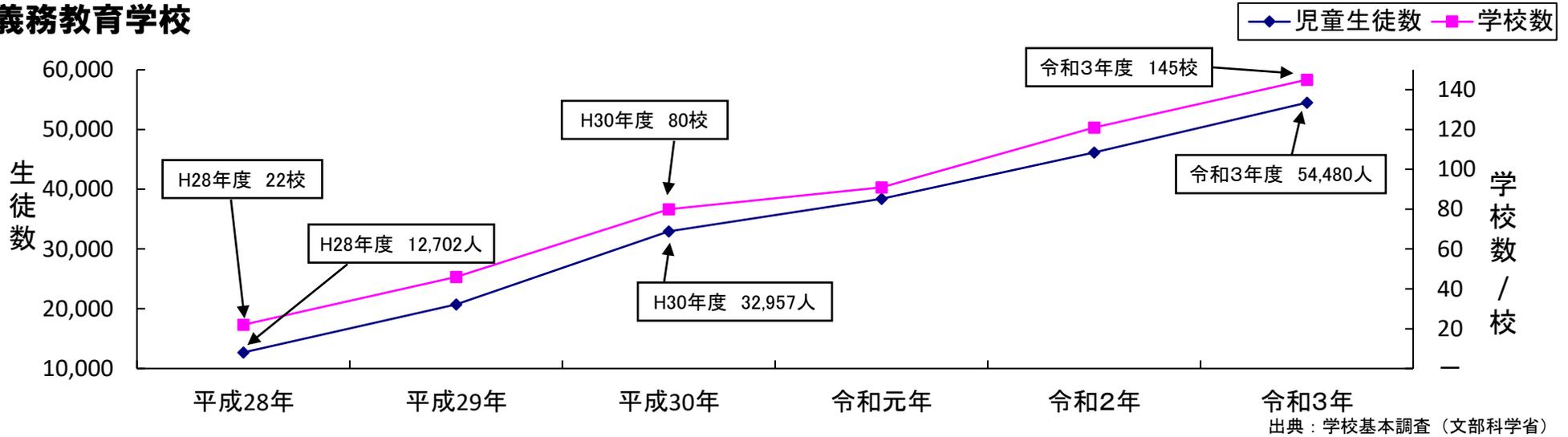


出典：学校基本調査

【学校教育法施行規則第79条(同規則第41条を準用)】
中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(参考) 公立義務教育学校の数と生徒数の推移

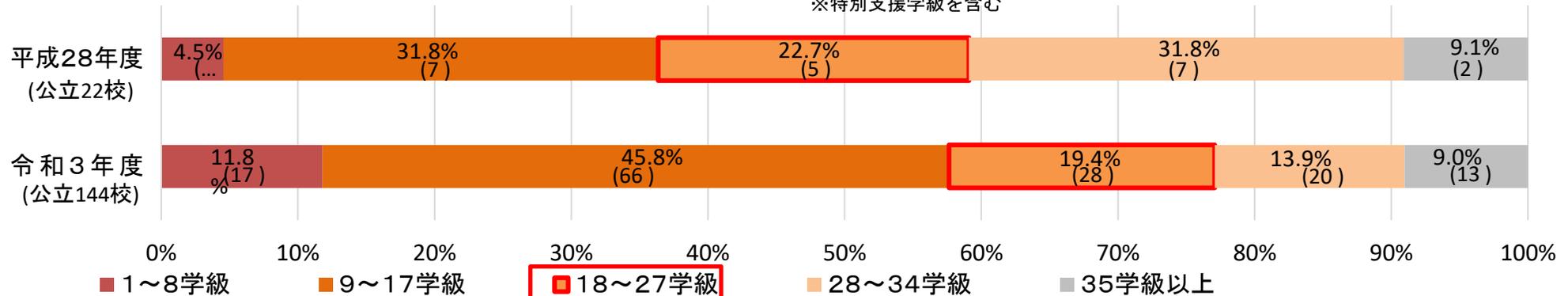
義務教育学校



公立義務教育の学級規模別学校数(割合)の推移

義務教育学校

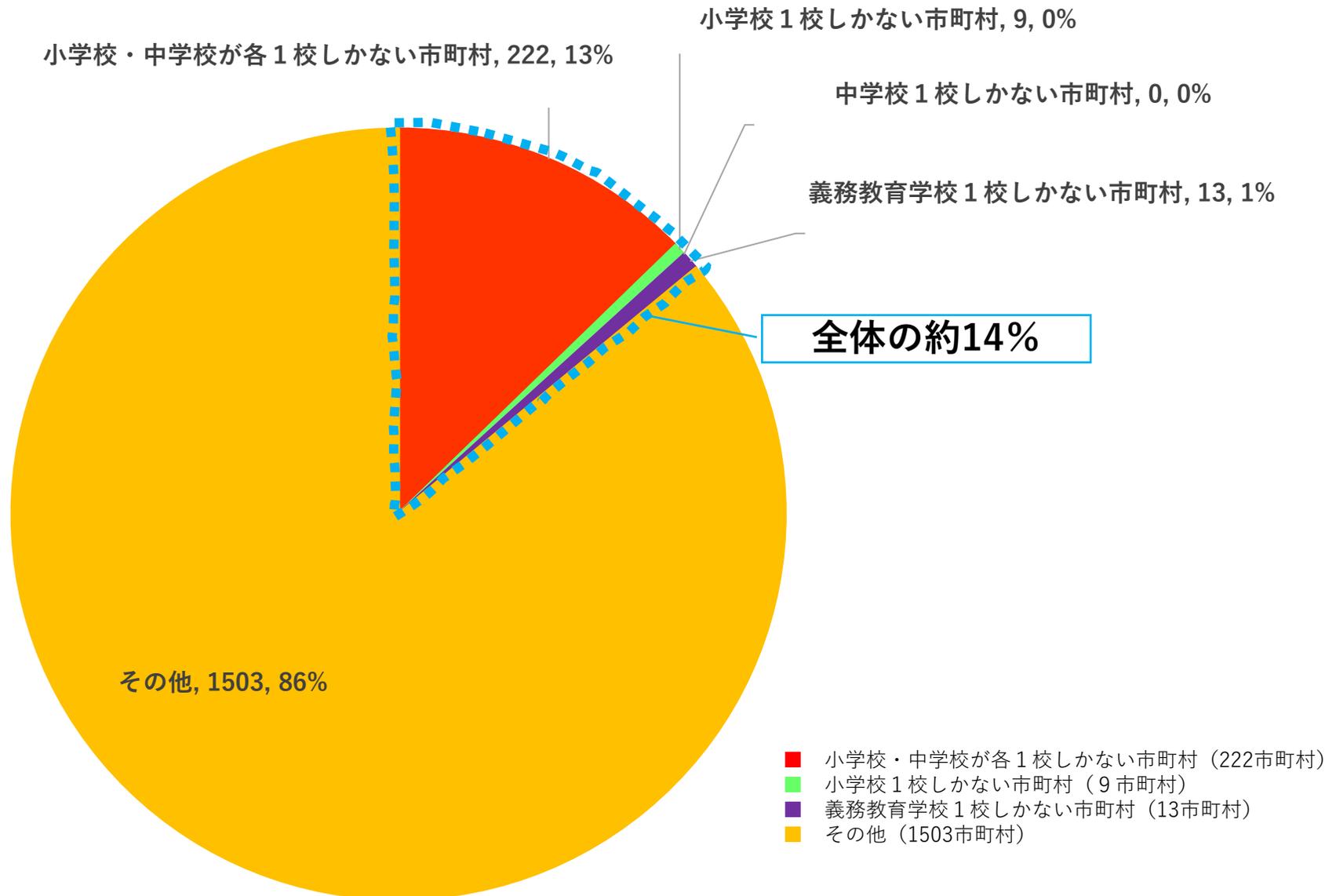
※グラフ中の（ ）内の数字は全体の学校数（0学級の学校数を除く）に占める割合
 ※学校数は本校の数、分校を含まない
 ※特別支援学級を含む



【学校教育法施行規則第79条の3】
義務教育学校の校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする。
 ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

出典：学校基本調査（文部科学省）

これ以上統廃合が困難な市町村等（1小学校/1中学校/1義務教育学校）の割合

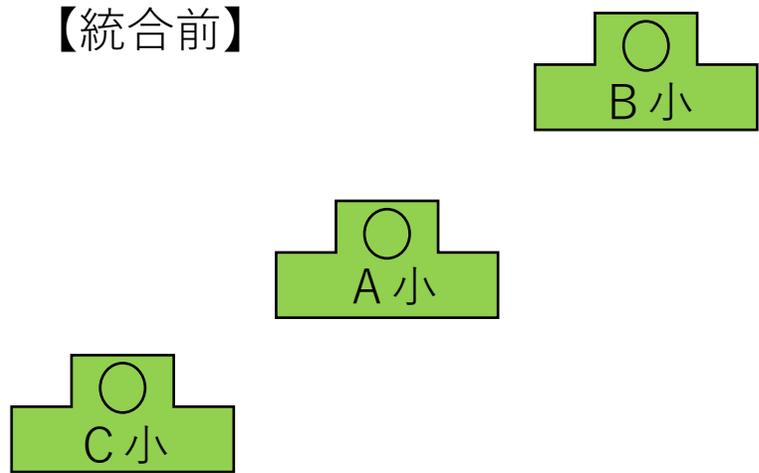


(参考) 複数の小学校を統合して低学年部分を分校として存続させる例

例えば、域内にある3つの小学校を2つの分校を有する1つの小学校に統合して、

- ・ A小学校に通っていた1～6年生はこれまでどおりA小学校に、
- ・ B小学校に通っていた、1～4年生はA小学校D分校（そのままB小の校舎）に、5～6年生はA小学校に、
- ・ C小学校に通っていた、1～4年生はA小学校E分校（そのままC小の校舎）に、5～6年生はA小学校に、通学させることは現行制度下においても可能である。

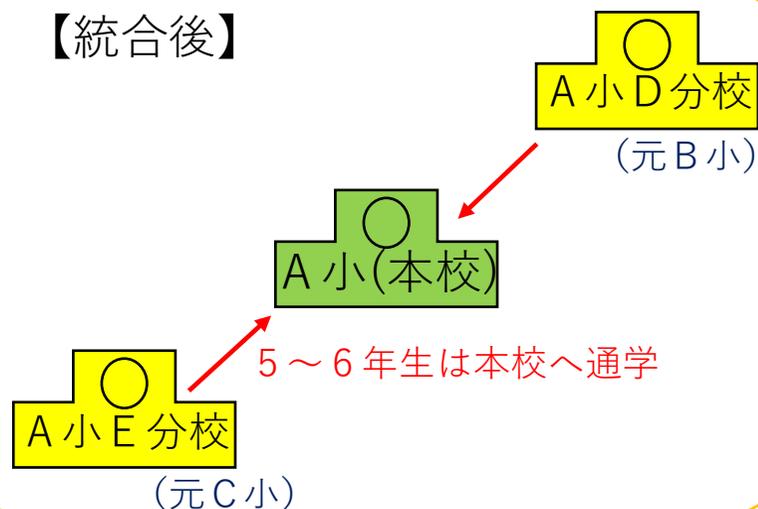
【統合前】



統合

3小学校を
1小学校2分校に

【統合後】



○学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

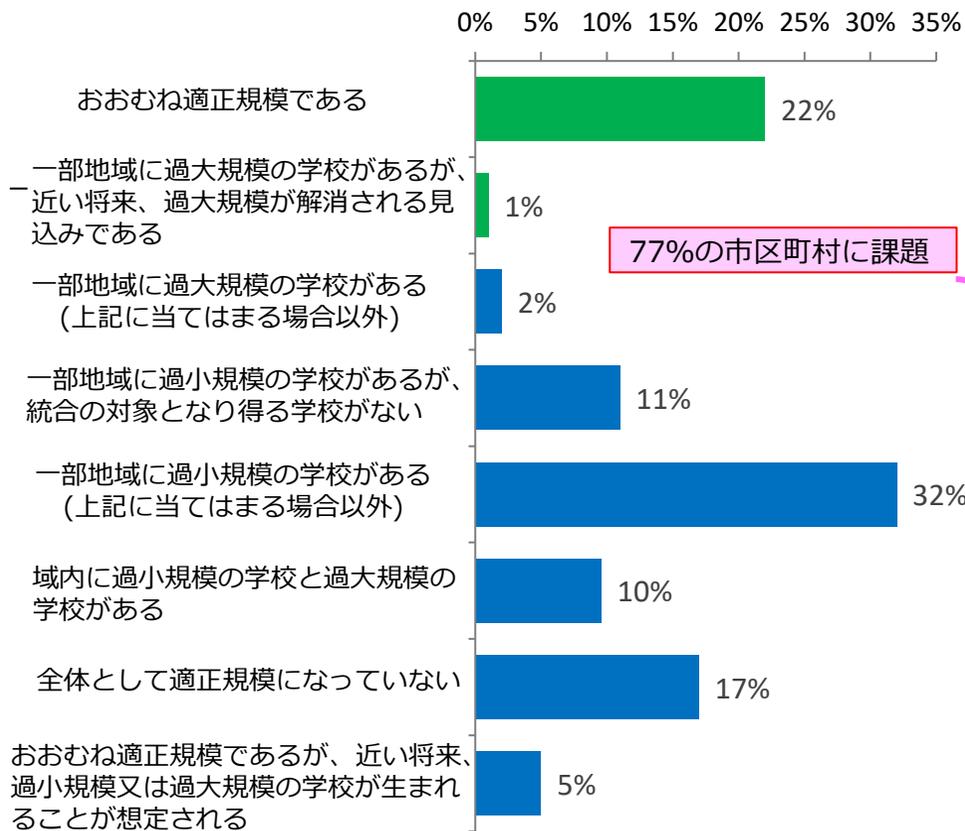
第42条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、五学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

令和3年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査(概要)

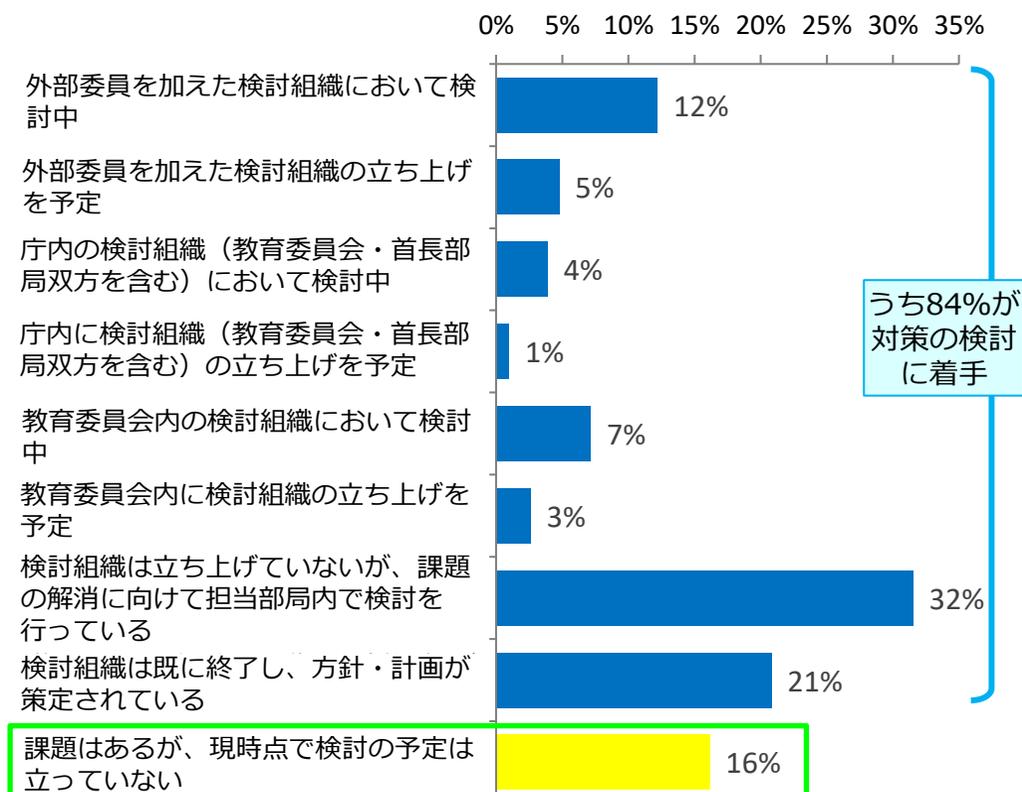
市区町村における学校規模に関する認識と検討状況

※調査対象/調査時点:全市区町村/令和3年7月26日、全都道府県/令和3年10月14日

◆市区町村の域内の学校の適正規模に関する認識



◆課題を認識している市区町村の課題解消に向けた検討状況



※グラフは数値を小数第一位で四捨五入しているため、合計値が100%にならない。

<経済・財政再生計画 改革工程表(KPI)>

◆学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合

※KPIの定義等 学校規模について課題を認識している市区町村のうち、課題解消に向けた検討に着手しているものと、既に検討が終了しているものの合計が占める割合



※1「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改訂版」における目標値

※2「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」における目標値

※3 学校規模について課題を認識している市区町村のうち、小規模校のメリットを最大化させる取組若しくはデメリットを最小化する取組も含んだ課題解消に向けた取組を行っている自治体又は検討に着手している自治体の割合 100%

■ 統合事例件数 平成31(令和元)、令和2、3年度の3年間 437件 (1,055校 → 454校)

【統合して開校した年度】

- ・平成31(令和元)年度 111件
- ・令和2年度 168件
- ・令和3年度 152件
- ・その他(複数年度に渡って計画的に統合した事例) 6件

【統合の基本的な形態】

- ・小学校同士の統合 273件
- ・中学校同士の統合 94件
- ・小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置 51件
- ・施設一体型の小中一貫校の整備を含む小学校同士又は、中学校同士の統合 16件

■ 統合に伴う通学手段

【スクールバスの導入件数】

- ・統合前 156件 → 統合後 325件

【統合後における通学時間が最も長い児童生徒】

- ・小学校 30分以上40分未満 31%
20分以上30分未満 29%
- ・中学校 30分以上40分未満 38%
40分以上50分未満 22%

■ 統合における施設や設備の整備について

【統合後の学校の設置場所】

- ・統合前の学校のうちの一つの敷地 90%
- ・上記以外の別敷地 10%

【統合に伴い実施した施設整備の状況】

- ・新增築 16% ・改修 22%
- ・改修+増築 10% ・特になし 52%

【統合に伴い、多額の費用を要したものの、統合前後を比較して大幅に費用の変動が生じたもの】

- ・校舎等の新增築、改修、解体 207件
平均 110,505万円
- ・スクールバスの導入、運行、維持管理 106件
平均 2,915万円

■ 統合前後における教職員の人数の変動

【小学校】(2校を統合した場合の平均)

- ・統合前の教職員数 36.6人 → 統合後の教職員数 29.3人

【中学校】(2校を統合した場合の平均)

- ・統合前の教職員数 36.4人 → 統合後の教職員数 26.3人

都道府県調査

■ 域内の市区町村における小中学校の規模適正化に関する現状認識

- ・すべての市区町村において検討課題 2%
- ・半分以上の市区町村において検討課題 87%
- ・一部の市区町村において検討課題 11%

■ 市区町村の学校規模適正化の取組への支援

積極的に支援している 19% / 要請に応じて支援している 74%

- 〔(内容)・統合校の教職員定数減の緩和措置 68%
・激変緩和のための学習面・生活面の支援の観点からの人事面での措置 50% 等〕

市区町村調査

■ 学校規模の適正化を図る上での課題や懸念

- ・保護者や地域住民との合意形成 89%
- ・地域コミュニティの維持 60%
- ・地理的要因、交通事情 60% 等 ※「よく当てはまる」と回答した割合

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 86%
- ・施設整備への補助 80%
- ・スクールバス導入費用への補助 63% 等

■ 学校規模の適正化について都道府県からの支援の要望

- ・校舎の新增築・改修事業への補助 77%
- ・スクールバス・ボートへの補助 60%
- ・事務量・調整業務増に対する人事面での措置 60%
- ・学習・生活面の支援に係る人事面での措置 57%
- ・通学対策事業への補助 56%
- ・統合校の教職員定数減の緩和措置 55% 等

■ 小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための都道府県からの支援の要望

- ・免許外指導を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 73% 等

■ 市区町村の小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための取組への積極的な支援

行っている 89%

- 〔(内容)・免許外を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 98% 等〕

■ 市区町村の過大規模校への対応に対する積極的な支援

行っている 62%

- 〔(内容)・教頭の複数配置など、過大規模校の教職員配置の充実 97% 等〕

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 98%
- ・施設整備への補助 87%
- ・スクールバス導入費用への補助 79%
- ・学校規模適正化について検討する際に参考となる資料の提供 66% 等

■ 小規模校のメリットを最大化させる取組

積極的に取り組んでいる 31% / 取り組んでいる 56%

- 〔(内容)・地域人材・地域資源を活用した地域学習の実施 84%
・きめ細かな指導の徹底 79%
・児童生徒用PCやデジタル教材といったICTの有効活用 68%
・意図的に全員に様々な役割を経験させる 64%
・教材・教具が一人一人に行きわたることを生かして効果的な教育活動を実施 56%
・体験的な学習、校外学習の頻繁な実施 55%
・保護者地域と連携した効果的な生徒指導・進路指導 52% 等〕

■ 小規模校のデメリットを最小化させる取組

積極的に取り組んでいる 22% / 取り組んでいる 58%

- 〔(内容)・異学年集団での共同学習や体験学習の計画的実施等 76% 等〕

■ 過大規模校への対応

- ・学校施設の増築 42% 等

■ 二地域居住・ワーケーションへの対応

取組を行っている 3% / 検討中である 2%

2. 適正規模・適正配置に関する 基本的な考え方

適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

- 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえると、学校については、一定の規模を確保することが望ましい。

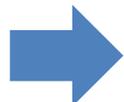
※小規模の場合には、例えば、以下のような課題が生じる

- ・クラス替えができない、クラス内で男女の偏りが生じる、人間関係が固定化する
- ・多様な意見に触れることが難しくなる、スポーツ実技や合唱・合奏などが困難になる



- そのため、文部科学省では、小中学校の学校規模（学級数）の標準等を設定。
（学校教育法施行規則において、学校規模の標準は、小中学校ともに、**12学級以上18学級以下**）

- 学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきもの。
※学校には一定の規模が必要な一方で、統廃合の結果、極端に長距離の通学が求められることなども問題。
- また、学校は地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場等の機能を併せ持つ。地域の事情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もある。

 統廃合することも、小規模校として存続させることも、設置者である自治体が判断。

※小規模校として存続させる場合、メリットを最大化するとともに、デメリットを最小化するような工夫が必要。

1 基本的な考え方と手引の位置付け

(基本的な考え方)

- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。
- 学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情(学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等)に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断。
- コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。

(手引の位置付け)

- 必ずしも検討が進んでいない市町村も多く、検討に必要な資料の提供等の国による支援が求められている。
- 学校規模適正化や小規模校の充実策の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、各自治体の主体的な取組を総合的に支援する方策の一環として策定するもの。

2 学校規模の適正化

- 学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。
- その上で、学校規模の標準(12～18学級)を下回る場合の対応の大きな目安について、学級数の状況毎に区分して提示。

【学校小規模化の影響の例】

(学校運営上の課題)	(児童生徒への影響)
・クラス替えできず人間関係が固定化	・社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
・集団行事の実施に制約	・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
・部活動の種類が限定	・多様な物の見方や考え方に触れることが難しい 等
・授業で多様な考えを引き出しにくい 等	

【提示例】 小学校 (1～5学級) 複式学級が存在する規模

概ね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

3 学校の適正配置 (通学条件)

- スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準(小学校:4km以内、中学校:6km以内)に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示。

⇒1時間以内を一応の目安として、市町村が判断
(適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提)

4 学校統合を検討する場合の留意事項

●保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める上での工夫例を提示。

(内容例)

○統合の適否に関する合意形成

- ・小規模の課題の可視化と共有
- ・統合効果の共通理解
- ・保護者や地域代表が参画した統合プランの検討
- ・住民アンケートの実施 等

○魅力ある学校作り

- ・教育課程特例校制度等を活用した魅力的なカリキュラムの導入
- ・コミュニティ・スクールの推進
- ・小中一貫教育の導入
- ・施設設備の充実 等

○統合により生じる課題への対応

- ・バス通学による体力低下への対応
- ・児童生徒の環境適応支援
- ・廃校校舎の地域拠点としての活用 等

5 小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

●小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるよう様々な工夫例を提示。

(内容例)

○小規模校の良さを活かす方策

- ・少人数であることを生かした教育活動(外国語の指導や実技指導等)の徹底
- ・個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
- ・地域の自然・文化・産業資源等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実 等

○小規模校の課題を緩和する方策

- ・小中一貫教育による一定の学校規模の確保
- ・社会教育施設等との複合化による教育活動の充実
- ・ICTの活用による他校との合同授業
- ・小規模校間のネットワークの構築 等

6 休校した学校の再開

●地域全体の振興策を総合的に検討する中で、一旦休校とした学校を再開させる取組に関して、具体的な工夫例を提示。

(内容例)

○一旦休校とした学校の再開に向けた工夫

- ・学校選択制の部分的導入等により人口集中地域から生徒を集める工夫
- ・山村留学・漁村留学の積極的な受け入れ
- ・学校再開を想定した休校の校舎等の維持・活用
(宿泊可能な設備の整備、伝統文化の保存・継承組織の活動拠点や芸術家村としての活用) 等

○再開後の小規模校の活性化

- ・小規模校のメリット最大化・デメリット最小化策の重要性
- ・地域の豊かな自然や地域住民とのふれあいの機会等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・国の支援メニューの活用(施設整備・スクールバス購入補助等)
- ・多様な工夫や支援の活用に関する文部科学省に対する直接相談 等

●広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実発展に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行うことが期待される

⇒市町村の規模によっては単独で十分な検討を行う体制を整備することが困難な場合も想定される

市町村・学校が置かれた状況は極めて多様(例:交通環境の整備状況、市町村合併の状況、人口動態など)

【適正規模・適正配置に関する支援の例】

○基準やガイドライン、手引等の策定

・域内の実態を十分に踏まえて学校規模適正化や小規模校を存置する場合の充実策等に関するガイドライン、手引等の整備

○情報提供機能の強化

・モデル的な統合のシミュレーション結果の情報提供
・全国各地の先進的な取組事例の積極的な収集と情報提供

○カリキュラム開発への支援

・「地域とともにある学校づくり」に向けた取組や、特色ある魅力的なカリキュラムの導入に向けた支援

○財政面での支援

・市町村が行う学校規模適正化の検討に要する費用の一部を補助
・市町村に対して、遠距離通学等に対する事業や校舎の新增築・改修事業等について、国の補助に加えて一定の財政的支援

○人事面での支援

・学校ビジョンの策定段階から統合後の管理職予定者を責任ある立場で関わらせる
・市町村教育委員会の要望を踏まえつつ通常の在任期間を柔軟に取り扱い、統合前の学校の管理職や教職員が統合後も引き続き残るよう配慮
・スクールカウンセラー等の派遣
・統合支援のための教職員定数の加配措置の活用を含めた、必要な教職員の確保

【統合困難な小規模校への支援の充実の例】

設置者のみでは困難なケースもあり得るため、都道府県教育委員会が積極的な支援策を講じることが望まれる

○教職員配置の充実

・国の加配や県単独加配等を活用しつつ、小規模校の教育活動の充実や複式学級の解消
・複数校間での教員の併任による免許外指導の解消や、指導力のある教員による小規模校間巡回と若手教員とのティームティーチング
・複数学校間で小・中学校事務の共同実施の導入による、事務体制の効率化の推進や、教職員間での役割分担の大胆な見直し 等

○教職員研修の充実

・地域の大学等と緊密に連携し、ICT等の活用も含め、小規模校や複式学級設置校のニーズに応じた実践的な研修の充実
・複式指導を専門に担当する指導主事の配置
例:学校現場から力量のある教員を期限を設けて登用
優れた退職人材の有効活用
・担当する教員のニーズを的確に把握し、指導の改善に直結する研修を充実させ、免許外教科指導を解消

○モデル事業の実施

・へき地教育や複式教育のための研究会の実施や指導資料の作成
・ICTの積極的な活用や小規模校間の連携、社会教育との連携
・地元の教員養成系大学と連携協力の上、小規模化を前提とした学習指導上の工夫や、地域の教育資源を最大限に活用した学校マネジメントや学校教育・社会教育との連携融合の在り方等についての共同研究 等

(参考)関係法令

●学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第四十一条 **小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準**とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 **第四十一条**から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、**中学校に準用**する。この場合において、（略）

第七十九条の三 **義務教育学校の学級数は、十八学級以上二十七学級以下を標準**とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）

（国の負担）

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

一 公立の小学校、中学校（第二号の二に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。）及び義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費 二分の一

二 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

二の二 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程（以下「中等教育学校等」という。）の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一

三 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一

四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を**適正な規模**にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一 **学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。**

二 **通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。**

2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

3. 持続的で魅力ある学校教育のための 取組

文部科学省としては「より良い教育環境の実現」を支援 統廃合する場合も、小規模校として存続する場合も支援の対象となり得る

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定（平成27年1月）

学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめ、地方自治体の主体的な取り組みを総合的に支援

当省ウェブサイト「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等」に掲載

<学校統合による魅力ある学校づくり>

● 施設整備への補助

統合に伴う学校施設の新増築（負担割合：原則1/2）や、改修（算定割合：原則1/2）に対して補助

◆ 公立学校施設整備費

令和4年度当初予算額：68,834百万円の内数
（前年度当初予算額68,837百万円）の内数
令和3年度補正予算額：131,208百万円の内数

● 教員定数の加配

統合加配 小学校：統合前2年～統合後5年目までの7年間
中学校：統合前2年～統合後2年目までの4年間

◆ 教員定数の加配措置 410人（460人）

専科指導に積極的に取り組む複数の学校への支援（後掲）

● スクールバス等購入費補助

◆ へき地児童生徒援助費等補助金 2,297百万円（2,344百万円）
うち、スクールバス等購入費 619百万円（597百万円）

● 学校魅力化フォーラムにおける、統合による魅力ある学校づくりの先進事例の発信

<小規模校を存続させる場合の教育活動の充実>

● 教員定数の加配

小規模校加配

◆ 教員定数の加配措置 75人（75人）

専科指導に積極的に取り組む複数の学校への支援（後掲）

● 学校魅力化フォーラムにおける、統合困難な地域における教育環境の充実の先進事例の発信

<休校している学校の再開支援>

● スクールバス等購入費補助【再掲】

● 施設の大規模改造・長寿命化改良への補助

◆ 公立学校施設整備費【再掲】

<地域コミュニティの維持・強化等>

● コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などを通じた学校を核とした地域力強化の推進

◆ 学校を核とした地域力強化プラン 7,446百万円（7,338百万円）

● 専科指導に積極的に取り組む複数の学校への支援

◆ 教員定数の加配措置 201人（201人）

● 廃校の有効活用への支援

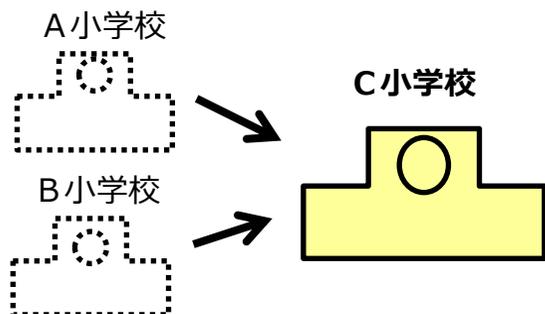
（注）金額は令和4年度当初予算額。（ ）内は前年度予算額。

(1) 学校施設関係

公立学校施設整備の学校統合に係る支援制度

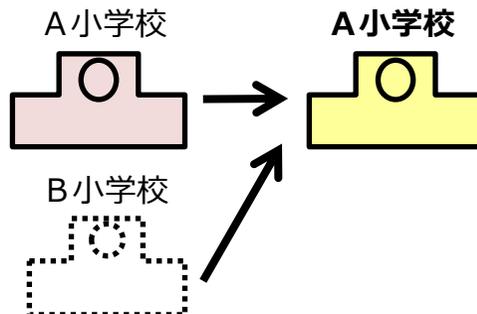
- 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を**適正な規模にするため統合**しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった**校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担**（原則 1 / 2）。
- また、学校統廃合に伴って実施する**既存建物の改修についても、国庫補助**を行っている（原則 1 / 2）。

【パターンA:新しい敷地に統合する場合】



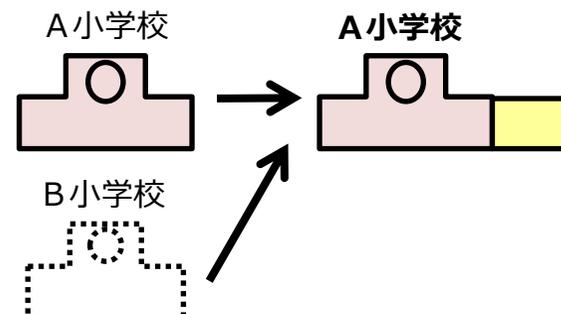
公立学校施設整備費負担金により、原則 1 / 2 の国庫負担。

【パターンB:既存のいずれかの学校を統合に伴い改修する場合】



既存建物を改修して活用する場合、学校施設環境改善交付金により原則 1 / 2 の国庫補助。

【パターンC:既存のいずれかの学校を統合に伴い増築する場合】



公立学校施設整備費負担金により、原則 1 / 2 の国庫負担。

※パターンBとパターンCは併用可能。

※パターンCを行う場合において、既存建物（赤色部分）については、老朽化や耐震力不足の要件を満たせば改築の国庫補助を行うことが可能（原則 1 / 3）。

補足

- ・ 学校数の減少を伴わなければ、統合事業の国庫補助対象とならない。
- ・ 学校建物として使用せず取り壊す建物については、施設整備事業と同時期に解体撤去を実施する場合に限り、当該費用も国庫補助対象としている。
- ・ 新增築や既存施設の改修については、一定の要件を満たした場合、統合年度の3年度前から整備することができる。
- ・ まちづくりの計画と一体となって施設整備を行う場合は、国交省都市局所管の都市構造再編集中支援事業を活用できる可能性がある。

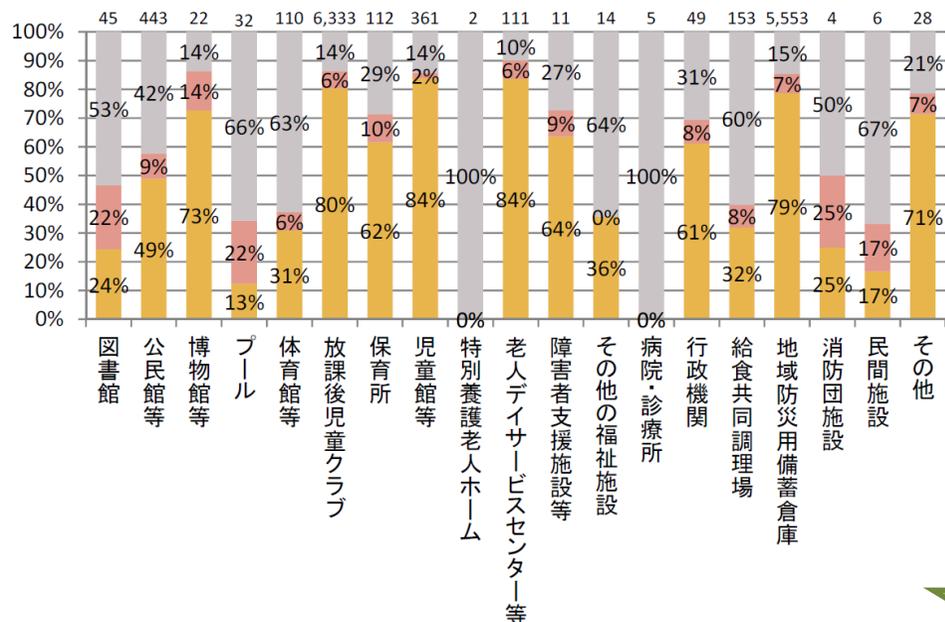
詳細は右記リンクを参照。【国交省HP : https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html】

学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について

学校施設の複合化・共用化を行うことにより、**施設機能の高機能化・多機能化に伴う児童生徒や地域住民の多様な学習環境の創出、公共施設の有効活用、財政負担の軽減等につながることが期待**される。

既存学校施設を活用して複合化したものの割合

学校数(延べ)



学校施設と他の公共施設等との複合化イメージ



- 複合施設として整備
- 複合/既存
- 既存学校施設の活用

「学校環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」(平成27年11月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)より



個別施設計画を実行性のあるものとするためには、少子化に対応した学校づくりや、学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について、地域の実情に応じて検討し、その結果を計画に反映させることが重要。

公立学校施設の整備（制度改正）

公共施設との複合化・集約化に係る制度改正について

公共施設の中で最も保有面積の割合が高い学校施設は、その整備方針が公共施設全体の整備計画に大きな影響を与えるが、一方で他の公共施設（社会教育施設、子育て支援施設など）と機能面等で多くの共通点もある。

そのため、学校施設を中心に公共施設の複合化・集約化に取り組むことで、公共施設の総面積の削減と施設整備費等のコスト削減が図られることから、当該事業に対して補助率の引上げを行う。

制度改正の概要

<対象事業>

- ・**改築事業（危険、不適格）**：現行 1 / 3 ⇒ **引上げ後 1 / 2**
- ・**長寿命化改良事業（長寿命化）**：現行 1 / 3 ⇒ **引上げ後 1 / 2**

<対象施設>

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園の校舎・園舎、体育館

<補助要件>

- ・複合化等の相手方となる公共施設（既存建物）の**延床面積が10%以上削減**されること。
※複数の公共施設が対象になる場合、総面積で10%以上削減されること。
- ・複合化等の相手方は、**学校以外の公共施設**（社会教育施設、子育て支援施設 等）とする。

<複合化・集約化の対象となる公共施設の例>

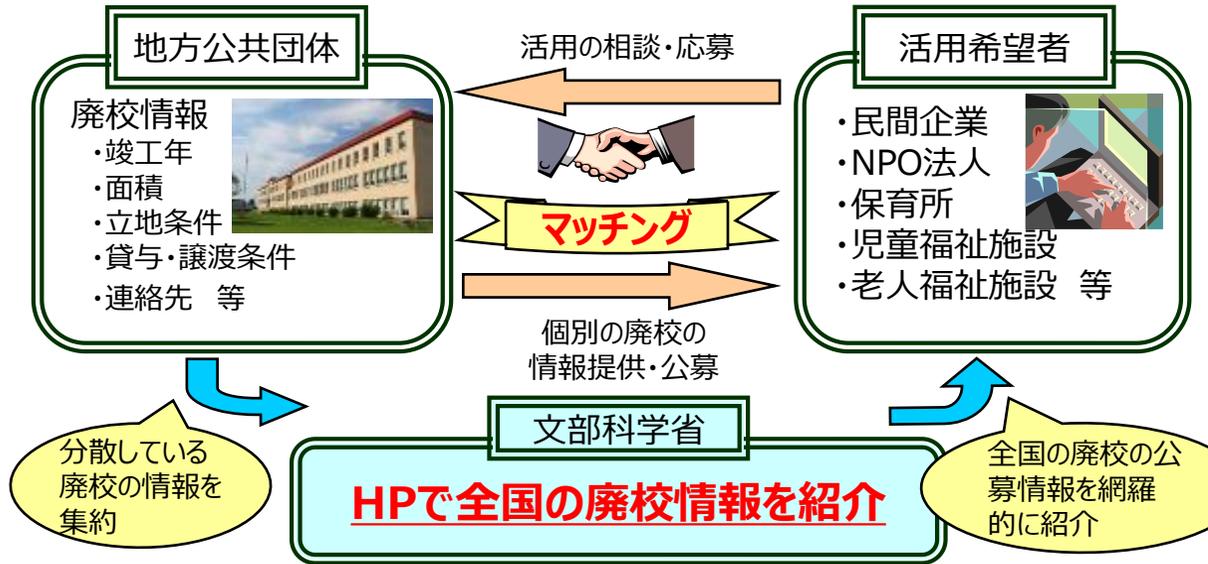
		施設例
文教施設	社会教育施設	図書館、公民館、博物館
	社会体育施設	プール、体育館
文教施設以外	児童福祉施設	保育所、児童館
	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム
	その他	障害者支援施設、行政機関

※幼稚園型認定こども園との複合化・集約化は算定割合引上げの対象外とする。

※上記のほか、判断が困難な場合は文部科学省に相談すること。

みんなの廃校プロジェクト

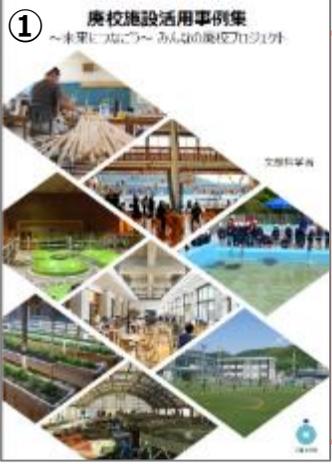
文部科学省では、廃校活用推進のため、全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用希望廃校情報の公表等を通じて、廃校を「使ってほしい」自治体と、廃校を「使いたい」企業等とのマッチングを行っています。



施設の基本情報や、外観写真、平面図等の情報を網羅的に掲載。

学級数	種別	立寄小中学校	周辺環境
1	普通	立寄小中学校	立寄小中学校

所在地	竣工年	種別	面積	用途	実況・建設予定	備考
長野県 長野市	1999	普通	354	1,300	アビリティ広場	地域広域での活性化につなげることに ・専ら児童が利用可能な施設 ・建設費約1,300万円を要する ・詳細は別途掲載



廃校施設の活用事例集を作成。

① 廃校施設活用事例集
～未来につなごう～
みんなの廃校プロジェクト

② みんなの廃校プロジェクト
廃校施設の有効活用
－企業活用編－



(2) 教職員加配關係

少子化に対応した活力ある学校教育への支援策(教職員加配(R4予算))

①専科指導に積極的に取り組む複数の学校への支援(R2創設) 201人

小学校の教師の持ち授業時数の軽減や、少人数学校における児童生徒が切磋琢磨し協働する環境整備の観点を踏まえ、子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校高学年において専科指導等に積極的に取り組む複数の学校を支援。

※加配要件

- ① 教育委員会規則や教育委員会が定める要綱等において、2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群で運営を行うこととしていること。
- ② 要綱等においては、小学校高学年における専科指導を含む義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行うことが明記されていること。

②小中一貫・連携教育への支援(R4創設) 100人

中学校教員が小学校において、専科指導(外国語、理科、算数、体育)を行う取組を支援。

※対象となる中学校の規模、実施する専科指導の時数等の要件

- ① 単式学級が5学級以上(実学級)の中学校
- ② 1中学校最大2人
- ③ 概ね10コマ程度小学校において対象教科の専科指導を実施すること

③統合加配(H26創設) 410人

学校統廃合により学級数が減少する場合に教職員定数の減少を緩和する加配定数を措置。

※小学校の場合は統合前2年～統合後5年目までの7年間、

中学校の場合は統合前2年～統合後2年目までの4年間、活用が可能。

④小規模校への教員定数の加配(H27創設) 75人

複式学級が置かれるような小規模な学校において、実質的に複式学級を解消するために活用することが可能な加配定数を措置。

子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、 小学校高学年において専科指導に積極的に取り組む学校への支援(①)

該当する学校群の要件

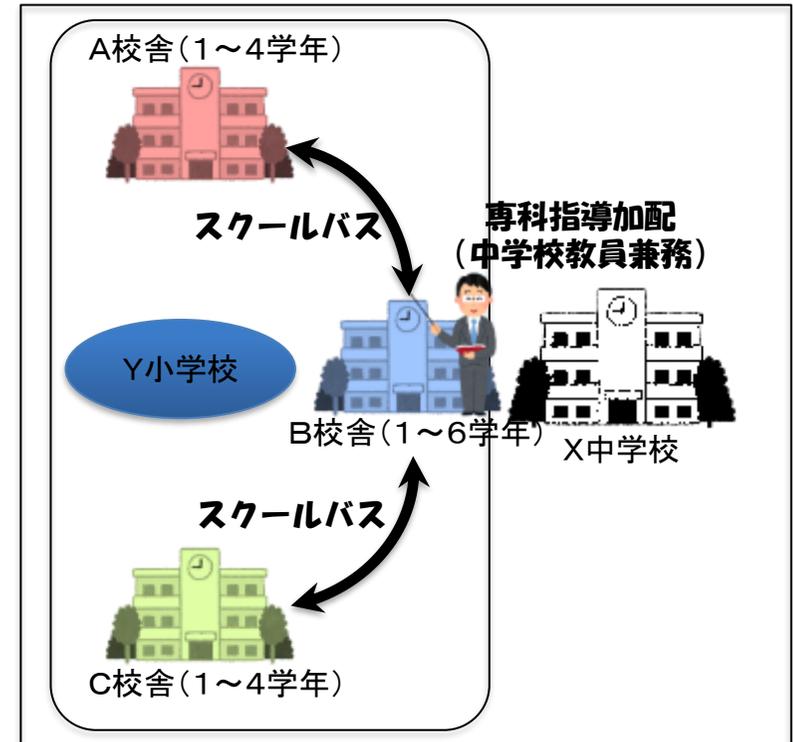
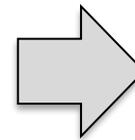
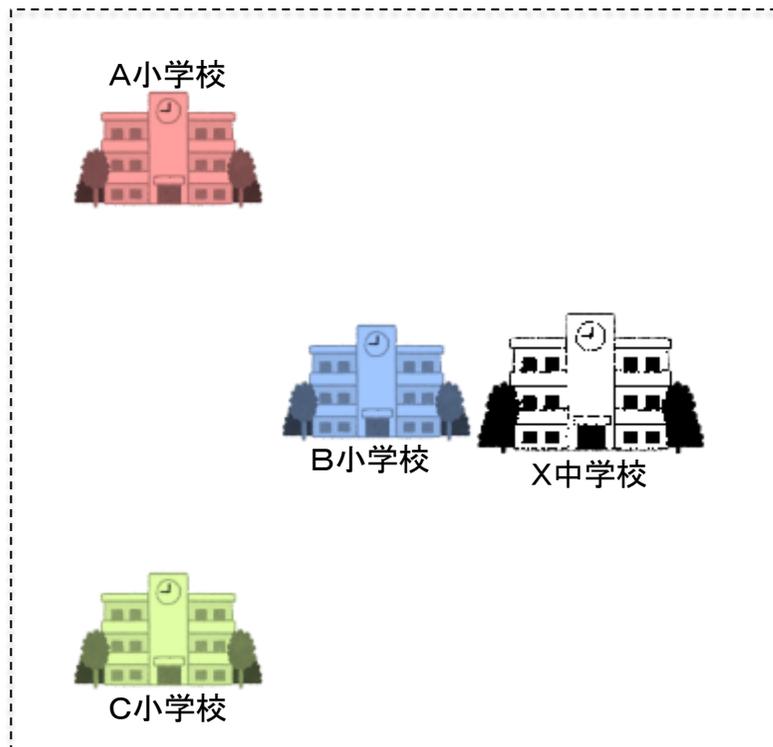
- 教育委員会規則や教育委員会が定める要綱等において、2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群（以下「学園」という。）で、学園運営を行うこととしていること。
- 要綱等においては、小学校高学年における専科指導を含む義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行うことが明記されていること。
- なお、上記の要件を満たしていれば、学校統廃合を行う取組や、義務教育学校を設置する取組も対象とすることができる。

支援内容（加配、スクールバス購入費又は運行委託費の補助）

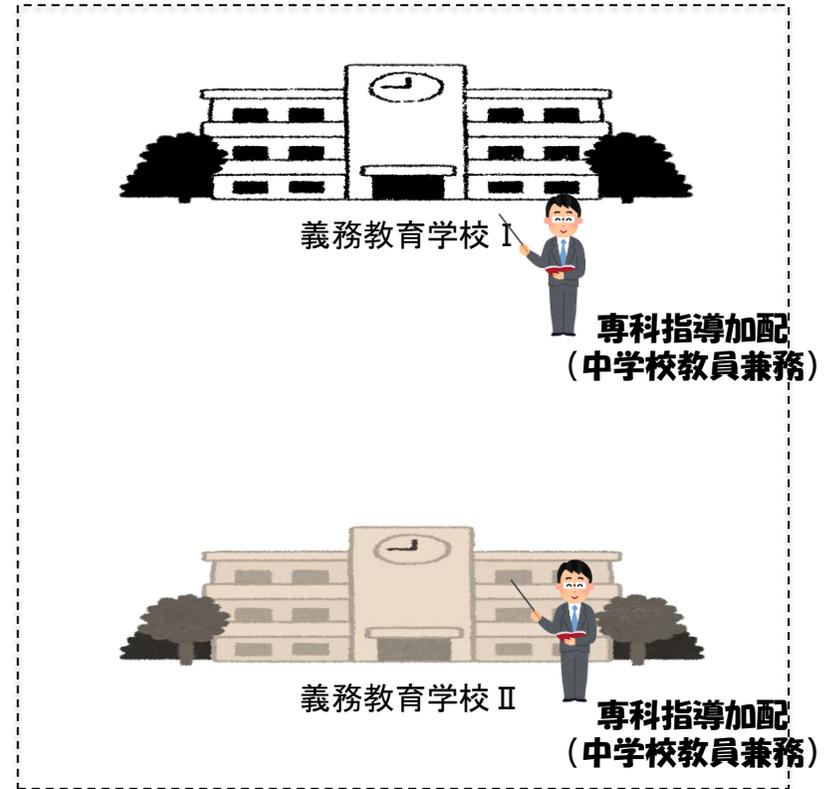
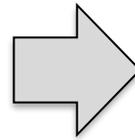
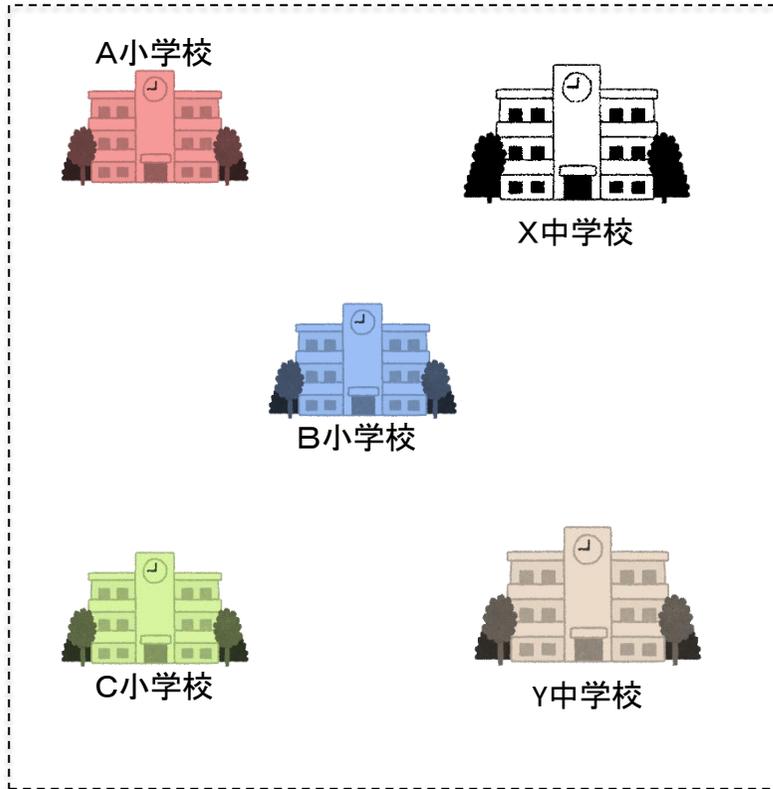
<加配> 小学校高学年の専科指導に積極的に取り組む場合に、専科指導加配を措置。

<スクールバス> 学園運営をする際に、必要に応じて、学校間の移動に必要なスクールバスの運行委託費を「へき地児童生徒援助費等補助金（補助率1/2）」により補助。

【例1】中学校区を単位とした学校群で運営する例



【例2】既存の小中学校を義務教育学校に見直し、小学校高学年に専科指導を導入する例



1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費 619百万円 (597百万円)

へき地学校、過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費 1,236百万円 (1,305百万円)

①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助 (補助期間：5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業 238百万円 (238百万円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他 204百万円 (204百万円)

寄宿舍居住費、高度へき地修学旅行費 (3～5級地)、学校間移動費、保健管理費 等

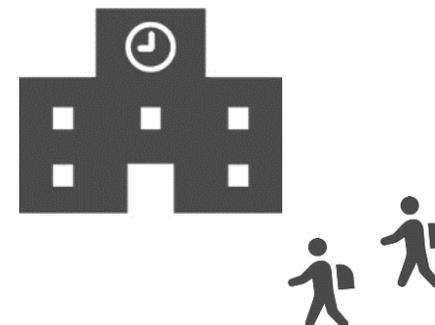
3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1 / 2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2 / 3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1 / 3)



(3) 小中一貫教育關係

<検討の経緯>

- 平成26年 7月 教育再生実行会議 第五次提言 『今後の学制等の在り方について』
- 12月 中央教育審議会答申
『子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について』
- 平成28年 4月 学校教育法等の一部を改正する法律の施行

背景

- ① 義務教育の目的・目標規定 の新設
- ② 近年の 教育内容の量的・質的充実 への対応
- ③ 児童生徒の 発達の早期化 等に関わる現象
- ④ 中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、中1ギャップへの対応
- ⑤ 少子化等に伴う 学校の社会性育成機能の強化 の必要性

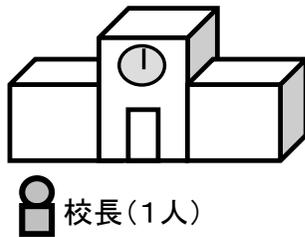
小中一貫教育制度、学校数の推移

小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指す教育

①義務教育学校

- ・新たな学校種(一つの学校)
⇒一人の校長、
一つの教職員組織

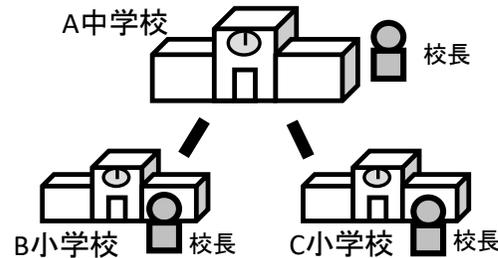
修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)



小中一貫型小学校・中学校

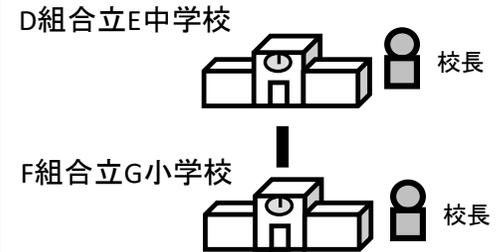
- ・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



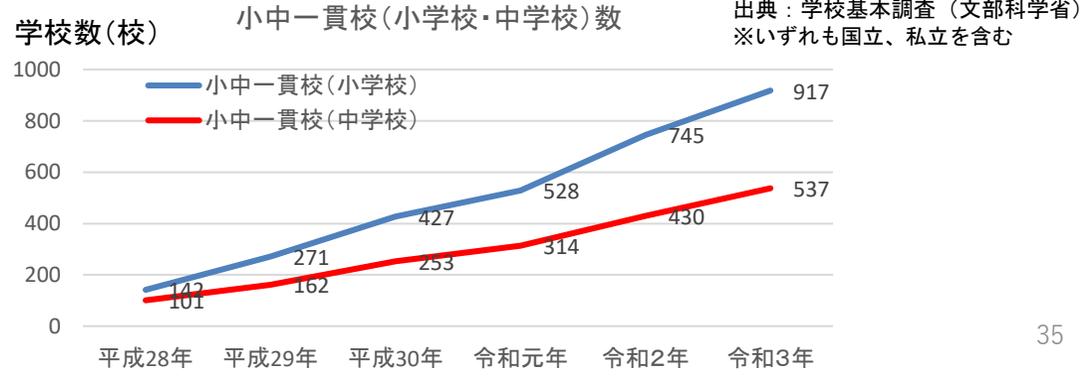
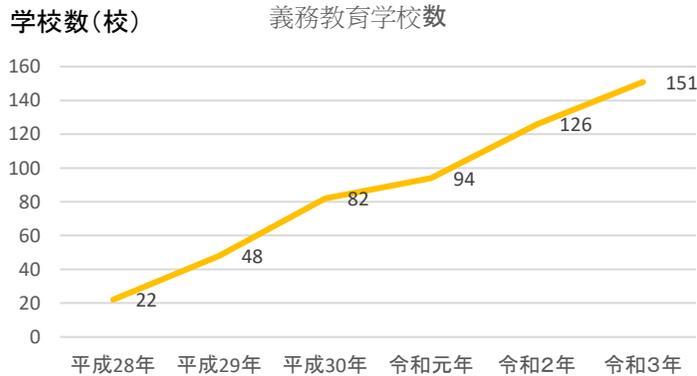
※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を併任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。



<小中一貫の利点を活かした教育課程の編成・実施>

- 義務教育9年間を見通した「確かな学び」 [岩手県] 大槌町立大槌学園（義務教育学校）
- 小中一貫で実現する「確かな学力の向上」 [東京都] 足立区立新田学園（併設型）
- 小中一貫した教育課程「ふるさと学習」 [長野県] 信濃町立信濃小中学校（義務教育学校）
- 小学校における教科担任制の実施 [京都府] 京丹後市立久美浜中学校区（併設型）
- 小学校と中学校の教員の相互乗り入れによるすべての児童生徒とかがわりあう学習環境 [石川県] 珠洲市立宝立小中学校（義務教育学校）
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた小中合同の授業改善・授業研究 [神奈川県] 横浜市立義務教育学校霧が丘学園（義務教育学校）

<学校経営の視点からの校長コラム>

- 校長1人の場合の学校経営（義務教育学校）
～9年間のグランドデザイン、教育課程の特例を活用した特色ある学び（プログラミング学習）、全職員で行う「魅力ある学校環境」での「ワクワクする授業」～
[茨城県] つくば市立みどりの学園義務教育学校 毛利靖校長
- 校長2人の場合の学校経営（併設型） ～9年間を見通した探究的な学び、「令和の学校を創る」教職員集団～
[埼玉県] 戸田市立戸田東小学校 小高美恵子校長、戸田東中学校 鈴木研二校長

<小中一貫×「〇〇〇」～小中一貫教育の導入をきっかけとした特色ある教育の追求～>

- 9年間で夢と志を育むことを通じた学校を拠点とした「地域の活性化」 [高知県] 高知市立義務教育学校土佐山学舎（義務教育学校）
- 小中一貫でこそ実現する自律的学習者を育成するためのPBLを中心とした「キャリア教育」 [福岡県] 飯塚市立小中一貫校幸袋校（併設型）
- 学習環境への継続的な配慮を通じた「特別支援教育」の充実 [千葉県] 鴨川市立長狭小学校・長狭中学校（併設型）
- 安心した学校生活を支える9年間を見通した取組 [山梨県] 南アルプス市立小中一貫校八田小中学校（併設型）
- 小中一貫教育の利点をより享受するための「校務の情報化」 [宮崎県] 新富町立新田小中学校（併設型）

<地方教育行政の視点からの小中一貫教育コラム>

- 小中一貫教育で描く義務教育9年間のグランドデザイン [新潟県] 三条市教育委員会
- 地域との3年間の話し合いから生まれた義務教育学校 [秋田県] 北秋田市教育委員会

(4) コミュニティ・スクール関係

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会
学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う

- 校長が作成する**学校運営の基本方針**を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に**意見**
- 教職員の任用に関して、教育委員会に**意見**

校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動



意見

学校運営
教職員の任用

説明

承認

説明

意見

任命

(委員) 10~15人程度
・地域住民
・保護者
・地域学校協働活動推進員 など

地域学校協働活動推進員



※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する
権限と責任は校長が有する

教育委員会

委嘱

情報共有

地域学校協働活動推進員

地域と学校（学校運営協議会）をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

地域学校協働活動推進員

保護者

地域住民

PTA

社会教育
団体・施設

文化・スポーツ
団体

企業・NPO

地域住民等の参画を得て、
・**放課後等における学習支援・体験活動**（放課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの**学校における活動**
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など**地域を活性化させる活動**などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

【事例】CSによる教育活動を通じた地域コミュニティの復興（岩手県大槌町）

小中一貫教育を核とした教育課程（ふるさと科）の実施と学校の課題解決に向けた体制の構築

東日本大震災後、学校の課題解決に向けて小中一貫教育、CSを導入

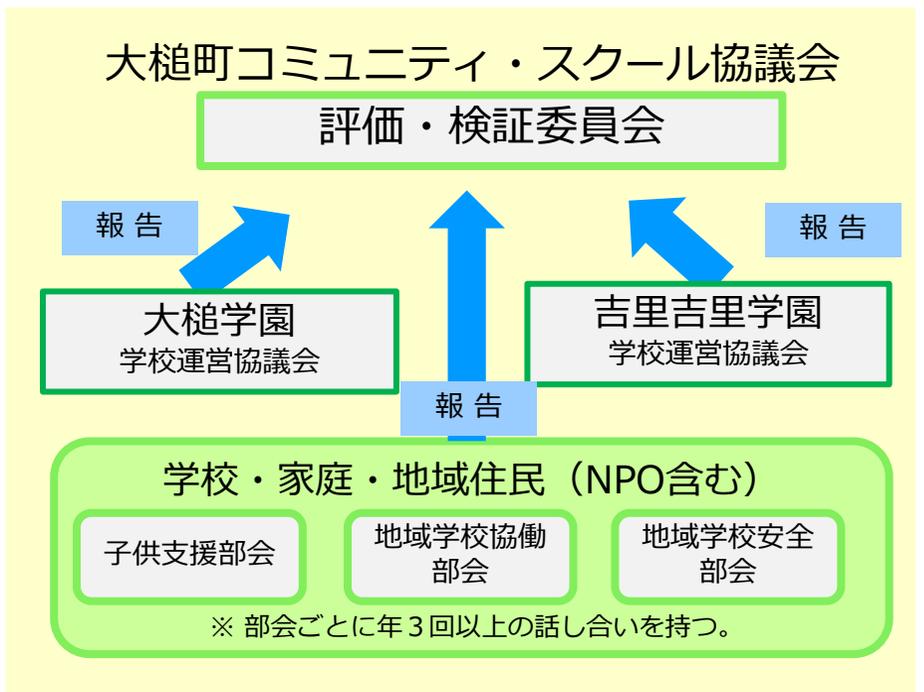
- 教育環境の復興
 - 安心して学べる新しい学校の建設
 - 9年間の継続性を持った心のケア
- 学校だけでは解決できない課題解決への取組
 - 学校・家庭・地域住民の連携・協働でつくる教育

<大槌町の小中一貫教育>



・次代を背負って立つ子供たちを育て、魅力的な地域・学校づくりを推進するため小中一貫教育の取組として「ふるさと科」を全学年に設置。
 ・生活科と特別活動の一部、総合的な学習の時間の全てを充てて実施

- ① 地域への愛着を育む学び
 - ・地域の歴史や特産、郷土の文化等の学習
- ② 生き方・進路指導を充実させる力を育む学び
 - ・職場体験活動、沿岸地区の仮設店舗での体験学習の実施等
- ③ 防災教育を中心とした学び
 - ・「いきる・かかわる・そなえる」防災学習

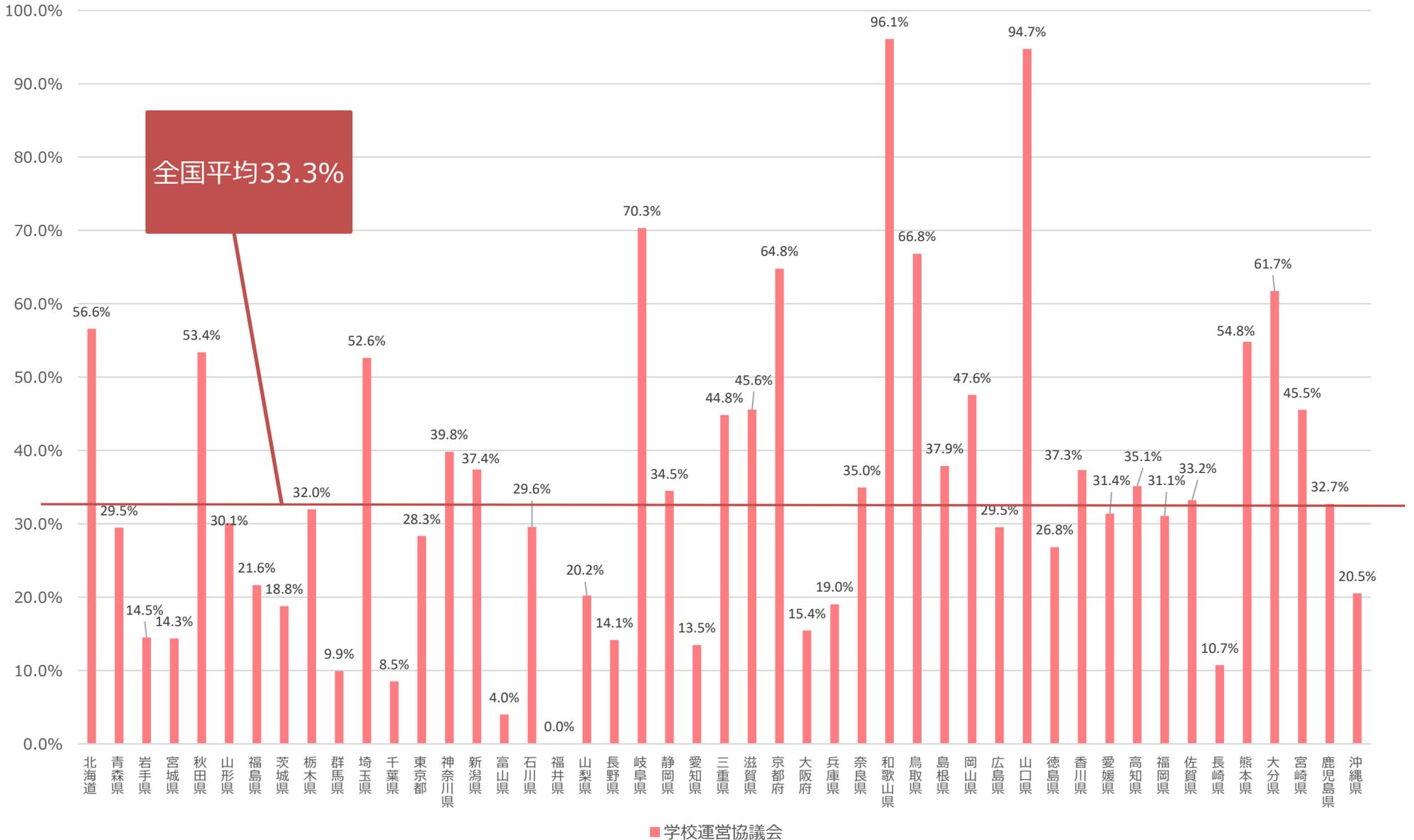


委員会名 部会名	主な活動内容（協議内容）	主なメンバー
評価・検証委員会	○学校運営協議会の報告 ○各部会の今年度の方針 ○目標設定・効果測定について	学校運営協議会長、PTA会長・副会長、教育委員、各学校長、各部長、教育委員会等
子供支援部会	○放課後や長期休業の子どもの居場所づくりや学習支援について	教員、保護者、地域住民、保健福祉課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、NPO等
地域学校協働部会	○「ふるさと科」の推進について ○地域ボランティアについて	教員、保護者、地域住民、学校支援地域コーディネーター、商工会、教育委員会、NPO等
地域学校安全部会	○通学路交通安全プログラムの実施 ○学校安全計画の検討	教員、保護者、警察、消防署、消防団、三陸国道事務所、沿岸広域振興局道路整備課、大槌町役場職員、教育委員会等

本取組が復興に向かい日々変化する地域のコミュニティのつながりとなり、家庭・地域の教育力と生活環境の向上を図っていくことが期待できる。

全国の導入状況（コミュニティ・スクール） —導入率（都道府県別・全学校種）—

コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 : 11,856校（幼稚園：276、小学校：7,051、中学校：3,339、義務教育学校：95、高等学校：805、中等教育学校：4、特別支援学校：286）



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクールではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。
 ※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2021年5月1日現在）による。

背景・課題

学校における働き方改革の推進や不登校、いじめ、感染症対策、防災など**学校や地域が抱える社会的課題の解決**を目指すとともに、「**社会に開かれた教育課程**」の実現に向けた基盤として、**学校と地域が連携・協働し**、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくためには、「**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**」と「**地域学校協働活動**」の**一体的な推進**が必要。

経済財政運営と改革の基本方針2021
(令和3年6月18日閣議決定)

5. 4つの原動力を支える基盤づくり
(4) セーフティネット強化、孤独・孤立対策等
(共助・共生社会づくり)
地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を促進するとともに、… (略)

事業内容

(1) 地域と学校の連携・協働体制の構築

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**」と「**地域学校協働活動**」を**一体的に推進**する。
- 都道府県等並びに市町村が、所管する全ての公立学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進するため、効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有等を行い、総合的な推進方策について検討する。
- コミュニティ・スクールの円滑な導入のためには都道府県教育委員会等から、学校や地域への積極的な働きかけが必要であることから、**都道府県等へのアドバイザーの配置等により、伴走支援体制を構築**する。

(2) 地域学校協働活動推進員等の配置・機能強化・資質向上

- コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動において中核を担う「**地域学校協働活動推進員等**」の**人材の充実が重要**であるため、**配置促進や機能強化等を図る**とともに、総合調整役として、地域と学校の連携協働に関わる幅広い知識や技能を身につける必要があることから、**研修や実践者同士の交流等により、更なる資質向上を図る**。

(3) 地域学校協働活動の実施

- 学校運営協議会をはじめとする学校と地域の様々な協議に基づき、幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、**学習支援や体験活動などの取組を実施**するとともに、学校と地域が連携・協働し「**学校における働き方改革**」を踏まえた活動に取り組む。

概要

補助対象：都道府県・指定都市・中核市（以下、都道府県等）

補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3（ただし、都道府県等が行う場合は国1/3、都道府県等2/3）

件数・単価：10,000箇所（本部）× 65万円（単価は積算上の数字を平均したもの）

補助要件：①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること

②地域学校協働活動推進員を配置すること

<事業イメージ>

地域学校協働活動推進員を中心に、保護者や地域住民等の参画を得て、様々な関係者が緩やかなネットワークを構築しながら地域の実情に応じた協働活動を実施



地域学校協働活動

多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を必須の活動と位置づけ、重点的に補助を行う。

補助を行う地域学校協働活動

- 「**学校における働き方改革**」を踏まえた活動
例) 働き方改革答申における以下の活動等を実施。
①登下校に関する対応
②放課後などにおける見守り、補導対応
③児童生徒の休み時間における対応
④校内清掃
⑤部活動の補助
- **地域における学習支援・体験活動**
(放課後等における学習支援活動等)

事業実施により期待される効果

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制が構築され、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組む地域が増加。
- 学校における働き方改革の推進や学校・地域が抱える課題の解消、「社会に開かれた教育課程」の実現。
- 子供たちが地域に目を向け、地域に愛着を感じるようになり、地域も子供に関わることで地域住民自身の学びにつながる。

(5) 遠隔教育關係

- 遠隔教育は、**教育の質を大きく高める手段**。
- 具体的には、学校同士をつないだ合同授業の実施や外部人材の活用、幅広い科目開設など、**教師の指導や子供達の学習の幅を広げる**ことや、特別な支援が必要な児童生徒等にとって、**学習機会の確保を図る**観点から重要な役割を果たす。

多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育

海外の学校との交流学习



- 台湾の小学生と英語でコミュニケーションを取ったり、調べたことを発表し合ったりする（長崎県対馬市）

小規模校の課題解消に向けた合同授業



- 小規模校の子供たちが他校の子供たちと一緒に授業を受け、多様な考えに触れる機会をつくる（熊本県高森町）

教科の学びを深める遠隔教育

小学校におけるプログラミング教育



- 大学と接続し、導入で興味・関心を高めたり、質問したりする（岡山県赤磐市）

社会教育施設のバーチャル見学



- 教室にいながら社会教育施設を見学し、専門家による解説を聞く（大分県佐伯市）

高等学校における教科・科目充実型授業



- 特定の教科・科目の教師がいない学校に授業を配信し、開設科目の数を充実する（静岡県）

個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育

外国人児童生徒等への日本語指導



- 日本語指導が必要な児童と離れた学校の日本語教室を接続する（愛知県瀬戸市）

病気療養児に対する学習指導



- 病気療養児が、病室等で在籍校の授業を受ける（神奈川県）

概要

- 遠隔会議システムなどのICTを活用して離れた学校の教室同士をつなぎ、両校の児童生徒が合同で学ぶ授業
- 一方向・一斉型の授業だけでなく、児童生徒が自ら課題を発見して主体的に学び合ったり、対話や議論を通じて、集団としての考えを発展させたりする協働的な活動が求められる



	従来型の遠隔授業	遠隔合同授業
主な活動	遠く離れた児童生徒との交流	近隣の学校同士が合同で多数での授業を実施
実施頻度	イベント的に実施 (年に1～数回程度)	継続的・計画的に実施 (1年を通して実施)
期待される主な効果	・他地域のことを知る ・自分の地域のことを再確認する	・多様な意見や考えに触れる ・社会性を養う ・発表する機会を創出する 等

遠隔合同授業で見られる主な学習活動

教員の説明や発問

大型提示装置越しに、教員が説明を行う。児童生徒も相手校の教員に質問するなど、同じ教室にいるような活動が行われる。



板書や教材の提示

板書をカメラで撮影したり、両校で同じデジタル教材を表示したりして、授業に必要な情報を共有する。



全体で行う発表や話し合い

児童生徒が自分の考えを発表する。その様子はカメラで撮影されて、相手校にも伝わる。



グループやペアでの活動

情報端末の遠隔会議システムを通じて、相手校と一緒にグループを作って、活動を行う。



遠隔合同授業の主な効果

多様な意見や考えに触れられる

遠隔授業での発表や話し合いを通じて、異なった視点からの発言に気づくことができる。



コミュニケーション力や社会性が養われる

大人数を相手に緊張する中で、言葉や図を工夫して説明する姿が見られる。



学習活動の規模が広がる

相手校と分担して調べ学習を行い、それぞれが調べたことを基に話し合うことができる。



複式学級での直接指導の時間が増える

複式学級の児童生徒が、1時間を通して教員から直接指導を受けたり、質問したりする時間が増える。



友達との話し合いや議論を通じて、自分の考えを深められる

自校の児童生徒にはなかった考え方を聞くことで視野が広がり、自分の考えの良さや問題点に気づくことができる。



学習意欲や相手意識が高まる

相手校の児童生徒に説明することで、「どうやったらわかってもらえるか」という意識を持って考えることができる。



他校の状況や様子について把握できる

同学年の子供たちとのグループ活動を経験したことが、中学校へ進学する際の自信につながる事例が見られた。



場所が離れている良さを生かした学習や、離れた場所にある学習資源を利用した学習活動ができる

学級数に対して限られた人数しかA L T がない場合でも、遠隔合同授業で一度に複数校に対して指導が行える。



遠隔教育に関する実証事業による成果について

遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証事業（令和2年度） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00932.html

事業内容

- 多様性のある学習環境の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証を実施
- 遠隔教育システムの効果的な活用方法に関するノウハウの収集・整理とその効果を検証

成果物

遠隔教育システム活用ガイドブック 第3版



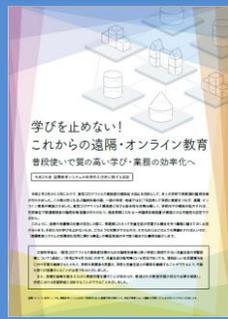
主な掲載内容

- ・遠隔教育の分類 ・遠隔教育の接続形態
- ・遠隔教育に必要なとなるICT機器
- ・ICT機器の導入・利用のポイント
- ・実践例 ・環境構築や実施のポイント など

目的に応じた活用方法やノウハウ等を整理

パンフレット

「学びを止めない！これからの遠隔・オンライン教育
～普段使いで質の高い学び・業務の効率化へ～」



主な掲載内容

- ・学びを止めない具体的な取り組み
- ・Withコロナ・ポストコロナにおけるICT活用
- ・ICT機器やシステム等の環境整備・準備 など

新型コロナウイルス感染症による
臨時休業中の取組等を紹介

実証研究テーマの例

- 専門性を育む教育における遠隔教育
- 個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育
- 多様性のある学習環境の遠隔教育
- 教職員を対象とした活用 など



全国遠隔教育フォーラム（実践例4本／YouTube動画1本）

全国遠隔教育フォーラム 全国初等・中等教育 遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証 成果報告会	
1. 文部科学省発表	文部科学省 初等中等教育局 遠隔教育・内閣府 遠隔教育
2. 実践発表	内閣府 初等中等教育局 遠隔教育・内閣府 遠隔教育 文部科学省 初等中等教育局 遠隔教育・内閣府 遠隔教育 文部科学省 初等中等教育局 遠隔教育・内閣府 遠隔教育 文部科学省 初等中等教育局 遠隔教育・内閣府 遠隔教育
4. 各都道府県発表	文部科学省 初等中等教育局 遠隔教育・内閣府 遠隔教育 文部科学省 初等中等教育局 遠隔教育・内閣府 遠隔教育 文部科学省 初等中等教育局 遠隔教育・内閣府 遠隔教育

- ・全国遠隔教育フォーラムの様子（動画）
- ・文部科学省による遠隔教育概要資料
- ・実証地域による事例発表資料

成果報告の様子を紹介

分類別遠隔教育事例（YouTube動画9本）

A1 遠隔交流学习・A2 遠隔合同授業
—遠隔教育事例紹介—



- 例) A1 遠隔交流学习・A2 遠隔合同授業
- B2 専門家とつないだ遠隔学習
- E 遠隔教員研修 など

目的や接続先等による分類ごとの実践事例を紹介

始めよう遠隔教育（YouTube動画3本）



- ・初級編：Web会議システムの使い方
- ・中級編：システムで具体的にできること
- ・上級編：効果的に活用するために

遠隔教育システムの使い方を段階的に紹介

遠隔教育特例校について

遠隔教育特例校制度とは

学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、**中学校等において**、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、**一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合**、**受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、遠隔にて授業を行うことを可能とするもの。**

(令和元年8月21日に関係省令・告示を公布・施行)

※予算措置なし

※受信側の教員が当該教科の免許状を有している場合は、申請等を行う必要はなく、各学校の判断で実施可能

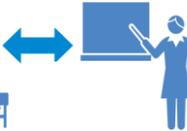
※イメージ（英語を例とした場合）

英語の免許状を
保有していない
A中学校の教員

中学校の英語の免許状および
A中学校の教員としての
身分を有する者(兼務発令等)

B教諭

C教諭



遠隔授業

A中学校（受信側）

遠隔教育特例校

※配信側については場所や
生徒の有無は問わない

対象学校種

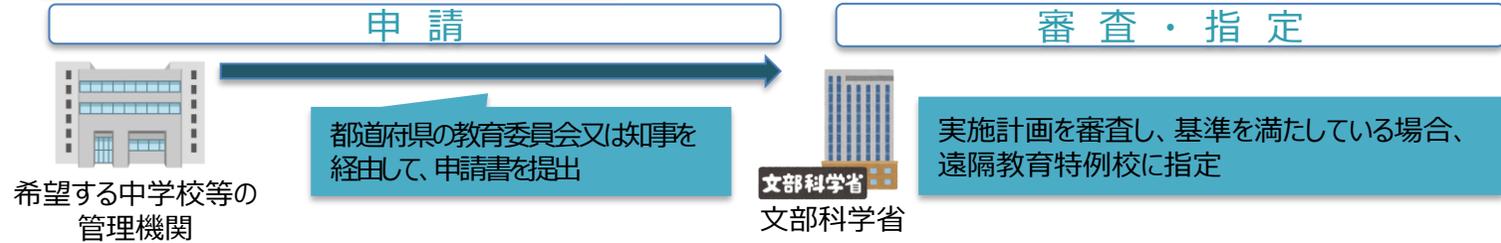
- 中学校
- 義務教育学校後期課程
- 中等教育学校前期課程
- 特別支援学校中学部

指定の要件

中学校等において、**地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合**であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして**文部科学大臣が定める下記基準（令和元年文部科学省告示第56号）を満たしていると認められる場合**

- 当該授業が、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、同時双方向で行われるもので、対面により行う授業に相当する教育効果を有するものであること
- 遠隔で授業を行うことが、当該授業の内容や教科等の特質に照らして適切であること
- 送信側の教員が、授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること
- 受信側の教室等に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員が配置され、配信側の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと
- 機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること
- 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと
- 授業の内容及び形態を踏まえ、教育上必要な配慮がなされていること

指定までの流れ



学校魅力化フォーラム ～行政説明～

文部科学省 初等中等教育局



文部科学省